

福島市 農政だより

編集・発行
福島市五老内町3番1号
福島市農政部農業企画課
発行責任者
農政部長 清野 良彦

守り続けた農業 次世代に引き継ぐために

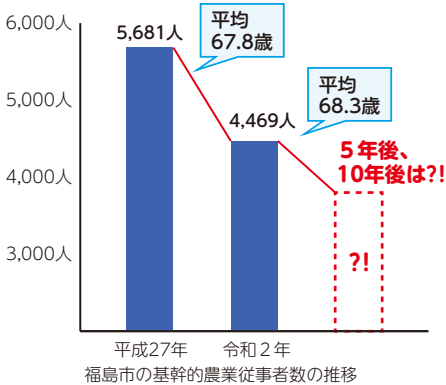
地域計画(人・農地プラン)本格スタート

福島市の農業者数と農地の状況

福島市の基幹的農業従事者数(※1)は、年々減少の一途を辿っています。平成27年から令和2年までの5年間で約1,000人減少し、高齢化も進んでいます。農業従事者が減ると、耕作が放棄され、遊休農地も増えていきます。市内の遊休農地は約445ha(令和3年度時点)で、東京ドーム約95個分。5年後、10年後の地域、そして自分の田んぼや畑は、どうなっているのでしょうか――。



福島市の地域計画促進
イメージキャラクター
「人・農地くん」



地域計画 (人・農地 プラン)とは

- 将来に向けて、地域が目指すべき農業や農地利用の姿(在り方)を示す計画です。
- 地域の皆さんが中心となり、話し合いによる計画づくりを行います。
- 策定期限は令和7年3月です。

地域農業を次の世代に引き継ぐため、みなさんと計画策定に取り組みましょう (次面に続く)

(※1) 個人(世帯)で農業を行う経営体のうち、15歳以上でふだんの仕事として主に自営農業に従事しているもの

田んぼ"ダム"

取組者 インタビュー



令和4年度、田んぼダムの実証実験にご協力いただいた、
未来農業株式会社の丹野友幸さんに、お話を伺いました。

田んぼダムは、降雨時に田んぼに雨水を溜めて、下流の浸水被害を防ぐ取組みの事です。詳しくは、福島市HPをご覧ください。



一 取り組んだ感想を教えてください。

田んぼダムの、「下流の被害を抑える」効果は、上流で実際に取り組んでいる側は効果を実感しづらいと思いますが、田んぼダムのために整備した排水口のおかげで、土のう袋1個で行っていた頃と比べて、水の管理が大変やりやすくなりました。

一 取り組んだ理由をお聞かせください。

令和元年の台風19号で、地域に被害があったことが大きな理由です。また、地元の水原川の上流で開発が進んでおり、山の保水能力が落ちていて感じていました。今後、災害が起こりうる状況で地域の被害が大きくなるために役立つなら、と思い取り組みました。

一 大切な米を作る水田で、田んぼダムに取り組むことに不安はありましたか。

不安はありませんでした。大雨の時は雨水を溜めこみますが、あくまでも一時的なものですし、中干し等、稲の生育に必要な作業も通常どおり行いました。

〈農林整備課 農業施設係〉 電話(525)3728

一 田んぼダムに取り組む上で、何が重要だと感じましたか。

田んぼダムは1人2人で実施しても効果を得にくい取り組みなので、地域の理解が重要になると思います。また、水田からの排水量を抑える流量調整板も、いざという時に外れていけば意味がありませんし、「排水口を整備しただけで終わらない」という、取り組み者側の理解も必要だと感じました。災害の備えは万全で、実際に災害は起こらないというのがベストな状態ですね。

丹野 友幸さん (未来農業株式会社)

環境保全型農業を実践し、松川町水原地区を中心に約25haの水田で9種類の米を栽培。製品の加工、販売まで行っています。



地域計画(人・農地プラン)策定までの流れ

令和5年1月

- 1 市で地域計画を策定する集落の単位(エリア)を設定
- 2 農振会など、農業者が多く出席する集会等で、市が取り組みについて説明
- 3 農業者・農地所有者に対し、将来の農地利用について意向調査を実施
 - 地区の話し合いのために必要な調査になります。回答の協力をお願いします
 - 農業委員会が、農業者・農地所有者の方を対象に書面により実施します



詳しくは福島市HP
をご覧ください

令和5年10月

- 4 地区ごとに話し合いを開催
 - 冬場の農閑期を中心に、2回以上の話し合いを予定しています
 - 3の調査結果をもとに、現況地図と照らし合わせながら話し合います
 - 地域として5年後、10年後の農地をどうしていくのか、話し合いを通して考えていきます

令和7年2月

- 5 目標地図を作成
 - 話し合いを重ねながら、1筆ごとに将来の担い手を割り当て、将来の農地利用の設計図となる目標地図を作ります

令和7年3月

- 6 地域計画の策定完了

〈農業企画課 農業担い手係〉 電話(525)3740
〈農業委員会事務局 農地係〉 電話(525)3779

あぐりっしゅサポートパッケージ ～新規就農支援～

就農を希望する『フレッシュ農家さん』に対して、営農中の『センパイ農家さん』が、相談・体験・研修・営農の各ステップで、必要な支援を提供します。※事業の詳細、申し込みについては下記までご連絡ください。

営農資金

〈農業経営開始支援事業

(独立就農)

65歳未満の新規就農者に、月額5万円を最長2年間交付。

※経営開始3年以内

【申請期間6/30(金)まで】

〈経営開始資金〉

50歳未満の新規就農者に年間150万円を最長3年間交付。

※経営開始3年以内

機械等補助

〈農業用機械等導入支援事業〉

65歳未満の新規就農者が10万円以上の農業用機械を取得する場合、経費の3分の1以内を補助。最大30万円。

※経営開始3年以内

【申請期間6/30(金)まで】

〈経営発展支援事業〉

50歳未満の新規就農者が農業用機械等を取得する場合、経費の最大4分の3を補助。最大750万円。※令和4、5年度中に農業経営を開始する方

営農定着・雇用補助

〈農業メンター事業〉

農業全般について気軽に相談できる地域のセンパイ農家さんを紹介します。

※経営開始3年以内

〈農業経営開始支援事業

(雇用就農)

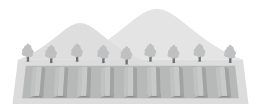
65歳未満の新規就農者を正規の従業員として雇用した法人に対して月額5万円を最長2年間交付。※正規雇用開始後12ヶ月未満であること

【申請期間6/30(金)まで】

〈農業企画課 農業担い手係〉 電話(525)3740



農地取得の「下限面積要件」が撤廃



これからの地域農業のあり方に影響する内容が盛り込まれた「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)」が、令和5年4月1日より施行され、農地法の「下限面積要件」が撤廃されました。

これまで以上に新規就農がしやすくなりましたが、農地法第3条の規定に基づくその他の要件は維持されます。



【農地取得に必要な要件(農地法第3条第2項各号)】

- 1 全部効率利用要件
申請する農地を含め、所有する農地、借りている農地のすべてを効率的に耕作すること。
 - 2 農作業常時従事要件
申請者または世帯員等が農作業に常時従事すること。
 - 3 地域との調和要件
申請する農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと。
- ※法人の場合は別段の要件があります。

〈農業委員会事務局 農地係〉 電話(525)3779

第8回ふくしま産業賞で 中学生初の学生金賞



木幡市長に受賞を報告する内藤さん（左）

吾妻中生活科学部 高糖度トマト開発



吾妻中の生活科学部研究班は、食卓で人気の高いトマトに着目し、甘みの強いトマトの栽培方法を研究しています。その成果が認められ、第8回ふくしま産業賞学生部門で、中学生初の学生金賞を受賞しました。

研究の場は、市内の障害者支援施設「ベジわーく本内」のビニールハウス。肥料中の塩化物の種類と濃度を、繰り返し調整して糖度を高める栽培方法を追求しました。

部長の内藤咲月さん（3年）は福島のおいしいものを、より多くの人に知ってもらいたいと生活科学部に入部。「今後も実験を重ね、トマトの新ブランドを生み出した」と意気込んでいます。

6次化の取り組みを応援します

6次産業化（以下、6次化）とは、農林水産業（1次産業）が、加工（2次産業）や流通・販売・サービス（3次産業）と連携・融合する取り組みで、1次産業×2次産業×3次産業＝「6次産業」で表されます。

自分で生産した農作物を加工して販売したい、他業種と連携して商品を開発したい等、6次化に挑戦する方や、現在6次化に取り組んでいる方を応援します！下記の事業をぜひご活用ください。

これから取り組みたい方へ

相談員による相談対応

6次化に取り組みたいが、何から始めればいいのか分からない、資金面が心配、専門家のアドバイスを受けたいなど、6次化に関する悩みに相談員が訪問対応します。



青山昌 相談員

(1) 相談内容

- ① 本市産農作物を活用した加工品の開発
- ② 加工業者などとの連携
- ③ 販路開拓
- ④ 補助事業の紹介と申請支援

(2) 料金 無料

(3) 利用方法 利用の際は、農業振興課へ電話または市ホームページから申込み

情報発信

市や県が実施する、6次化補助事業や交流会、イベントなどに関する情報を、メールで随時配信しています。配信を希望する方は、農業振興課へご連絡ください。

すでに取り組んでいる方へ

「わくろく（わくわくな福島市の6次化）発信プロジェクト」

市産の6次化商品を市ホームページや公式SNSで紹介・PRします。ご応募お待ちしております！

福島市6次化アドバイザーを派遣します

6次化商品をすでに1年以上販売している方を対象に、アドバイザーとして桜の聖母短期大学の講師を派遣し、相談や調理実習を通して、商品の改良・開発を支援します。

道の駅ふくしま テストマーケティング

市産農産物を使ったこだわりの6次化商品を、道の駅ふくしまの来場者に、自ら試食提供できます。生の声を商品改良に役立てる機会ですので、ぜひご応募ください！

- (1) 募集期間 令和5年5月末まで
※申込後調整

- (2) 料金 無料

各事業の詳細は市ホームページ、または右のQRコードから確認してください。

〈農業振興課 販売促進係〉 電話(529)7663

福島市 6次化

検索



果樹品質のさらなるUPを！ ～雨よけハウス等導入支援事業～

モモなどの生産量・品質の確保を目的として、裂果防止や病害虫防除等に効果のある雨よけハウス等の果樹栽培施設を導入・更新する果樹販売農家の方へ、経費の一部を補助します。

- 1. 対象費用** 雨よけハウスや省力化のためのナシ棚等の新設、または既存施設の更新（雨よけハウスのビニール張替えは除く）にかかる費用
- 2. 補助率** 事業費の1/3以内(上限150万円)
※予算範囲内の補助
- 3. 対象者** 果樹販売農家
(昨年度補助を受けていない方優先)
- 4. 申請期間** 6月30日(金)まで

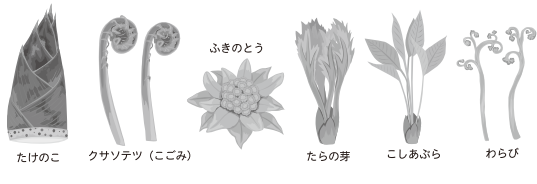
〈農業振興課 生産振興係〉 電話(525)7720

山菜類(野生)の出荷を希望する方へ

福島県では、消費者に安全な県産農林産物を届けるために、野生山菜類のモニタリング検査に協力いただいています。出荷の前には、モニタリング検査を受ける必要があるか、県に確認してください。

また、福島市で採取される以下の品目は、放射性物質の影響により出荷が制限されています。

くさそてつ(こごみ)※、たけのこ、ふきのとう※、たらのめ※、わらび※、こしあぶら
※野生のものに限る



出荷制限品目は、販売（フリマアプリ、無人直売含む）、譲渡（有償無償を問わず）、加工食品の原料とすることはできませんので注意してください。

〈県北農林事務所 林業課〉 電話(521)2632

省エネ暖房設備で生産コスト削減を！ ～施設園芸エネルギー転換支援事業～

燃油を使用しない暖房設備等への更新・設置に係る費用の一部を補助します。燃油価格高騰により生産コストが上昇する中、省エネルギー型の暖房設備を活用することで、燃料費の削減が見込まれます。この機会に、燃油を使用しない暖房設備を導入しませんか？

- 1 対象者** 市内に住所を有する販売農業者で市税の滞納がない方
- 2 対象事業** 園芸施設への燃油を使用しない暖房設備等の設置
※ヒートポンプ、バイオマスボイラー、ウォーターカーテン など
- 3 補助率** 事業費（消費税及び設備等の配送費用を除く）の1/2 ※設備設置に付随する掘削費用等は含まれます
- 4 申請方法** 市ホームページからオンライン申請または、農業振興課への持参、郵送による申請もできます

宛先 〒960-8601 福島市五老内町3番1号
福島市役所（3階）農業振興課

事業の詳細や、よくある問い合わせ（Q & A）について、福島市ホームページに掲載していますので、QRコードからご確認ください。



〈農業振興課 生産振興係〉 電話(525)7720

令和5年産大豆の新規作付けほ場へのカリ肥料散布について

令和5年に「震災後初めて作付けするほ場」は、放射性物質吸収抑制対策（カリ肥料の散布）が必要です。5月26日(金)までに、農業振興課までご連絡ください。出荷・自家消費は問いません。

〈農業振興課 生産振興係〉 電話(525)7720

徹底しよう！

農業機械の転落・転倒対策

～春の農作業安全確認運動実施中～

乗用型トラクターなどの転落・転倒による死亡事故が多発しています。農業機械を利用する際は、次のことを徹底し事故を防ぎましょう。

- 危険箇所での減速、迂回ルートの設定など
- 道路端や曲がり角の草刈り、路肩の補強など
- シートベルト、ヘルメットの着用、安全フレーム付きトラクターの利用



〈農業振興課 生産振興係〉 電話(525)7720

令和5年度 経営所得安定対策等加入申請会

「経営所得安定対策等」の加入申請会を、下記の日程で開催します。お近くの会場で手続きをお願いします。都合の悪い場合は期間中に他の会場で申請も可能です。

申請会には、次のものを持参してください。

- 【全員】 水稻生産実施計画書兼営農計画書(控え)、印鑑
- 【新規に申請する方】 預金通帳

令和5年度経営所得安定対策等加入申請会日程 実施期間 5月22日(月)～6月1日(木)

月 日	開 催 場 所	受付時間	地 区 割
5月22日(月)	JAふくしま未来飯坂東支店 2F会議室	13:30～15:30	飯坂・中野・平野 湯野・東湯野・茂庭
5月23日(火)	飯野支所 2F会議室	13:30～16:00	飯野
5月24日(水)	信陵学習センター 大ホール	13:30～16:30	大笹生・笹谷
5月25日(木)	JAふくしま未来福島南支店 2F会議室	10:00～12:00	杉妻・吉井田・鳥川
		13:30～15:30	平田・大森
5月26日(金)	西学習センター 大ホール	13:30～16:30	荒井・土湯 佐原・佐倉
5月29日(月)	松川学習センター 多目的ホール	10:00～12:00	水原・下川崎
		13:30～16:30	松川・金谷川
5月30日(火)	JAふくしま未来北信支店 2F会議室	13:30～15:30	清水・余目・矢野目 鎌田・瀬上
5月31日(水)	吾妻学習センター本館 多目的ホール	10:00～12:00	野田・庭坂
		13:30～16:00	庭塚・水保
6月1日(木)	JAふくしま未来東部支店 会議室	13:30～15:30	中央・渡利・立子山 岡山・向鎌田・大波

経営所得安定対策等の概要について

○水田活用の直接支払交付金

- 水田で、麦・大豆・飼料用米等の作物を生産する農業者に対して直接交付。

対象作物	交 付 単 価
麦、大豆、飼料作物	35,000円/10a
WCS用稲	80,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、55,000円～ 105,000円/10a

- ※1 上記記載以外のメニューも設定しております。詳細については、下記までご連絡ください。
- ※2 国の制度見直しにより、飼料用米複数年契約加算については廃止となります。
- ※3 飼料用米（一般品種）については、令和6年産から段階的に単価が引き下げられます。

○畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

麦、大豆、そば、なたね等を対象とし、生産量と品質に応じて交付。

※令和5年度から、単価が消費税の課税事業者向け単価と免税事業者向け単価に分かれます。

○米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

米（主食用米・備蓄米）、麦、大豆の当年産収入額の合計が標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補てん。

※ゲタ・ナラシ対策は認定農業者、認定新規農業者、集落営農が対象です。

〈農業振興課 生産振興係〉 電話(525)7720

〈JAふくしま未来福島地区 営農経済課〉

電話(554)5582



令和5年度農作業賃金・農作業料金標準額がまとまりました

農作業賃金と農作業料金の標準額の一覧表を市内農家の方へのアンケートを基に作成しました。一覧表は農業委員会事務局窓口のほか、市HPでもご覧いただけます。

防 ぼう!! 農作物被害

● 農家の皆さんができること ●

～侵入防止柵を設置・管理しましょう!～

市では、電気柵、ワイヤーメッシュ柵の設置にかかる資材費を助成しています。地域・集落単位で侵入防止柵を設置する場合は、国の補助事業を活用できます。侵入防止柵は設置後の管理が重要です。機能しているか必ず点検しましょう。

- ① 市侵入防止柵補助事業（市補助）
 - ・補修及び個人で新設する場合は、1/3以内の金額
 - ・3戸以上で新設設置する場合は 1/2以内の金額
 - ※ワイヤーメッシュ柵は、1件あたりの補助上限額 30万円
 お近くのJA 営農センターで申請してください。
- ② 鳥獣被害防止総合対策交付金（国補助事業）
 - ・資材費相当額の補助（要件があるため、農業企画課に事前に相談してください）。

● サルメールや獣マップを活用 ●

市ではニホンザルの出没をメールでお知らせする「サルメール」と、鳥獣の出没状況を地図上に表示した「獣マップ」で情報を配信しています。ぜひ役立ててください!

● サルメール

【情報受信用メールアドレス】

- 下記メールアドレスに空メールを送信して登録
- 湯野地区 touroku@momo.ac
 - 中野・平野地区 sarutouroku@momo.ac
 - 大笹生・庭坂地区 monkey@momo.ac
 - 佐原地区 mail@momo.ac

【配信停止用メールアドレス】

- 解除と記載してメールを送信
- 全地区共通 sugaxjp@icloud.com
- ※迷惑メール防止機能を設定している場合は、指定受信設定をしてください。(ドメイン指定: @momo.ac)



● 獣マップ

QRコードからご確認ください。



有害鳥獣による農作物被害を防ぐには、「侵入防止柵を設置する」、「エサとなる物を片付ける」、「周辺を刈り払いして隠れ場所を無くす」、「有害鳥獣を駆除する」などの対策があります。自分の農地は自分で守り、地域で助け合いながら、市の支援を組み合わせ、少ない被害で収穫期を迎えましょう。

● 鳥獣の被害にお困りの際は市にご相談ください! ●

市では、イノシシ、ニホンザルの被害軽減のために専門的な技能資格を持った職員を配置し、対策や農家さんへの助言を行っております。



被害にお困りの際は下記の間合せ先までご相談ください。

毎日ニホンザルのパトロール・追い払いを行っています! ニホンザルにお困りの際はお声掛けください!



【近野 芳夫 専門員】



【横山 弘 専門員】

● 爆音機の適正な利用について ●

爆音機の使用をめぐる周辺住民とのトラブルを避けるために、爆音機以外の防止対策をお願いいたします。やむを得ず使用する場合は、**使用時間は午前6時から日没までとし、発生音量や設置台数などはほ場周辺の生活環境に十分な配慮**をお願いします。



〈農業企画課 農業被害対策係〉 電話(525)3727



福島大学公式マスコットキャラクター めばえちゃん

こんにちは、福島大学食農学類です 第11回『生物多様性保全と農業の両立』

農業用の生産環境学コースに所属している神宮字寛です。食農学類工学、農村計画学という分野を担当しています。農村整備というと土木工事や農業道路、ダム、自然との共生を目指した農村整備を扱う農村生態水路などの農業生産に係る施設を作るというイメージを持たれると思います。私は、このような整備や施設を作る際に、事業による環境影響をできるだけ軽減して、生態系を保全しながら事業を進める方法を研究しています。福島県は豊かな自然が多く残っています。身近な農村の生物の保全を通じて、農作物や農村に付加価値を付けることで福島の農業に貢献したいと考えています。皆様のご指導とご支援をよろしくお願いいたします。



神宮字寛 教授

森林経営管理制度について 森林を取得したら届出が必要です

平成31年4月に森林経営管理法が施行され、「森林所有者は、適時に伐採、造林及び保育を実施することにより、適切な経営管理を行わなければならない」と義務付けられました。

適切な森林管理により持続可能な森林経営を促進し、防災機能や水源涵養など森林の持つ多面的機能の発揮を図るため、林業経営に適した森林（人工林）は、森林所有者からの申出により市が委託を受け、森林を管理できるようになりました。適切な経営管理を持続的に行っていくため、森林所有者の皆さまに、森林の管理状況や経営管理の意向に関する個別調査を予定していますので協力をお願いします。

〈農林整備課 地籍森林係〉 電話(525)3729

森林法の規定により、新たに森林を所有した場合は、市への届出が必要です。

1 届出の対象

個人・法人を問わず、売買や相続等によって森林の土地を新たに取得した方は届出が必要です。面積の基準はありませんので、面積が小さくても届出の対象となります。

ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出をした場合は不要です。

2 届出の内容

「森林の土地の所有者届出書」に必要事項を記入し、位置図、登記事項証明（登記簿）など所有者となったことが分かる書類を添えて届出ください。

届出書は農林整備課で配布しています。市ホームページからもダウンロードできます。

3 届出期間と届出方法

土地の所有者となった日から90日以内です。

郵送又は電子申請による届出も可能です。



〈農林整備課 林務係〉 電話(525)3729

～公設地方卸売市場からのお知らせ～

出荷者の皆さんへ

5月から8月までの休業日は次のとおりです。

日曜日は3部とも休業日ですので、ご注意ください。



部類	休業日
青果部	毎週水曜日、5月4日(木)、5月5日(金)、7月17日(月)、8月14日(月)、8月15日(火) ※ただし7月19日(水)、8月16日(水)は開場日
水産物部	毎週水曜日、5月4日(木)、7月17日(月)、8月14日(月)、8月15日(火) ※ただし7月19日(水)、8月16日(水)は開場日
花き部	毎週木曜日、7月22日(土)、8月5日(土)、8月12日(土)、8月15日(火)、8月16日(水)

〈市場管理課〉 電話(553)1213

～農業委員会からのお知らせ～

～農業者年金受給権者の方へ～

現況届提出のお願い



5月下旬に農業者年金基金から農業者年金受給権者に、農業者年金「現況届」の用紙が送付されます。同封されている記入例を参考に必要事項を記入し、6月30日(金)までに、農業委員会事務局、または最寄りの支所・出張所、JA各支店に提出してください。

期限内に提出しなかった場合、年金の支払いが一時止まる場合がありますので、忘れないよう十分ご注意ください。

農地の適正な管理を！

遊休農地は、雑草の繁茂や病害虫の発生原因となります。さらには、ゴミなどの不法投棄や火災の要因にもなり、周辺農地へ重大な悪影響を及ぼす恐れがあります。自分で耕作できない場合でも、農地所有者の責任として、雑草の刈り払い、樹木の伐採、病害虫の駆除などを行い、農地の適正な管理に努めましょう。



〈農業委員会事務局〉 電話(525)3779



果樹の剪定枝等は、炭化器で炭に変えて保肥力を高める土壌改良材として使うことができます。化学肥料の施用低減を図る取り組みを支援するため、炭化器等を購入された果樹販売農業者のみなさまに、費用補助を実施しています。



- 1 対象者
 - ・市内に住所を有する果樹販売農業者等で市税の滞納がない方
 - ・令和4年11月9日以降に炭化器等が納品され、販売業者に対する支払いを終えている方
- 2 対象製品
 - ・炭化器と炭化器用の火消し蓋
- 3 補助額
 - ・炭化器等の購入に要した費用（消費税を除く）の1/2以内
 - ・上限 80,000円 ※配送費用は除く
 - ・1経営体に対し、補助は1回のみ
- 4 提出書類
 - ・肥料価格高騰対策支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
 - ・令和4年度納税証明書（税目：市県民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税）
 - ・領収書及び納品書（製品名と支払いの事実が確認できること）
- 5 申請方法
 - 4の提出書類を添えて、市ホームページ（右下QRコード）から申請するか、直接、農業振興課窓口へ持参。

※申請受付は、予算上限に達し次第、終了。

窓口：960-8601 福島市五老内町3番1号 福島市役所（3階）農業振興課



〈農業振興課 生産振興係〉 電話(525)7720

炭づくりの注意点

周囲の生活環境に十分に配慮し、製造メーカーの取扱説明書をよく確認の上、次のステップで行ってください。

- STEP 1 剪定枝の用意
 - よく乾燥させた剪定枝を使用する
- STEP 2 炭化器の設置
 - 火災の心配のない場所に炭化器を設置する。この時、底部から空気が入り込まないように注意

STEP 3 燻火づくり

まずは、焚付け用の樹皮等で燻火をつくり、炭化器内の温度を十分に上げる

STEP 4 剪定枝の投入

空気が通りやすいよう少しずつ投入する（上限は炭が器の8分目程度となる位）

STEP 5 消火

最後に水をかけて消火。完全に消えるまで十分に散水する。水を用意できない場合は、必ず専用の蓋を被せ十分な時間をかけて消火する

消防署への届出

火事と誤認されないよう、事前に消防署へ「火災とまぎらわしい煙または火煙を発生するおそれのある行為の届出書」を提出してください。



〈詳しくは市ホームページもご覧ください〉



「農政だより」は市HPでもご覧いただけます

過去の「農政だより」について、2018年度発行分から、福島市ホームページで公開しています。ぜひご覧ください。

農業企画課 農政企画係 電話(525)3726

